

平成30年9月25日

東久留米市長 並木 克巳

平成31年度予算編成について

内閣府「月例経済報告（平成30年9月）」の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。」としながら、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と指摘している。

同じく内閣府が公表した4-6月期GDP2次速報では、GDP成長率を実質0.7%（年率3.0%）とし、その前段で公表した「中長期の経済財政に関する試算」の数値を上方修正した。

総務省の労働力調査7月分速報では、完全失業率は2.5%という低い水準を維持している。就業者数は前年同月比で93万人増加し、就業率は6割に達している。就業者数の増には、引き続き65歳以上と64歳以下女性の就業者の増加が寄与している。

厚生労働省の毎月勤労統計によれば、東京都の29年の現金給与総額は前年比0.8%増の411,953円となった。30年上半期は、名目賃金は前年度比プラスが続いており、特に6月は賞与等が伸びた影響で前年比3.3%の増加となっている。

日銀短観（30年6月）の業況判断指数DIの「最近」は大企業で+21ポイント、中小企業で+14ポイント、9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べ慎重な見方となっている。

財務省の法人企業統計調査（4~6月期）では、経常利益は前年同期比17.9%増と四半期ベースで過去最高となり、設備投資額も12.8%増となっている。関東財務局の都内経済状況報告（30年7月）でも、総括判断として「都内経済は回復している」としているが、住宅建設では新設住宅着工戸数が前年を下回って推移している。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を堅持し、力強い経済成長の実現に向け、「人づくり革命」「生産性革命」を両輪として取り組みを進めるとしている。

そして2019年10月に予定されている消費税率引き上げにより得られる財源の一部を、幼児教育無償化を始めとした「新しい経済政策パッケージ」の実現に充てることとし、これにより新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み2025年度の国・地方を合わせたPB（プライマリーバランス）黒字化を目指すとしている。また、この幼児教育無償化は、消費税率引き上げにおける需要変動の平準化対策の一つとしても位置付けられている。

新経済・財政再生計画において、2022年以降の社会保障関係費の急増に備え、2019～2021年度を基盤強化期間と位置づけ、社会保障関係費については、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す。また、地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組みと基調を合わせつつ一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としている。

消費増税の施行時期に合わせ、法人住民税の地方交付税原資化が拡大されることが法律で定められているが、これに加えて国が地方法人課税の新たな偏在是正措置に関する検討を始めており、東京都はこれを昨年の地方消費税交付金の清算基準の見直しに続く「都の貴重な財源を奪う動き」と批判し、警戒を強めている。

平成31年度は、第5次長期総合計画の基本構想を固めていく年次ともなり、第4次の後期基本計画で実施してきた施策の評価と、次の10年の市の方向性を強く意識しながら予算編成をしていくことが求められる。

市民ひとり一人が、快適な環境のもとで、生きいきと暮らすことができる活力ある東久留米市へとさらに成熟していくための31年度予算とするため、次の四つの施策を予算上の重点施策として予算を編成していくこととする。

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 生活の快適性を支えるまちづくり
- (3) 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
- (4) 生涯学習の推進

将来に向け、市民が夢と希望を持って暮らし続けていくための条件として、市財政の健全性を維持していくことは特に重要である。しかしながら、30年度予算編成を振り返ると、児童福祉費の政策的な拡大、及び高齢化に伴う社会保障関係費の増加等により、経常的経費は伸び、それに見合う一般財源の伸びを見込めない中で、普通建設事業債を新たな規律のもとで活用しながらも、財政調整基金については予算上14億円を超える繰入れをせざるを得なかったのである。

31年度の地方税収が減少するリスクは現在の経済情勢からは低いと考えられるが、31年度中途に予定されている消費増税の31年度分の歳入への反映はわずかしか見込めない。当市にとってはむしろ、物件費の増加に加え、仮に幼児教育無償化の自治体負担分が発生すると、経常的経費の伸び率に見合う増収にはならない恐れもある。

全ての職員がこの31年度予算編成の厳しさを良く認識して英知を結集し、次の基本方針に沿って予算見積書を作成すること。

基本方針

1 歳入の見積りについて

- ① 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- ② 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積り、消費税・森林環境譲与税等に係る関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- ③ 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- ④ 普通建設事業における地方債の活用にあたっては、「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。
- ⑤ 税、負担金、使用料については、従来からの方針通りに現年分の滞納繰越を抑制するとともに、児童福祉費負担金等で滞納繰越分の債権処理を納税課で実施したことによる成果を踏まえ、更に一元的な徴収に努めること。

2 歳出抑制に向けて

- ① 改訂後の「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法にこれまで以上の創意工夫を凝らし、一般財源を抑制すること。
- ② 制度改正によらない義務的な扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を再認識し、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを基本とする。また、国の「経済・財政再生アクションプログラム」（以下「改革工程表」という。）の社会保障分野に位置づけられている事業では、その検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。
- ③ 第四次長期総合計画・後期基本計画に位置づけられており、予算編成における重点施策に係る政策的な経費についても、事業内容を改めて検証し、後年度負担も精査して要求すること。それ以外の市の裁量度の高い事業や市単独の事業は、事務事業評価で31年度も継続することとした場合でも、ゼロベースの視点から経費を見積もること。また、新規事業及び拡大事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により確保するよう努めること。
- ④ 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って検討の上、要求すること。また行政補完的補助金については、委託化の可能性についても検討すること。

- ⑤ 人件費については、「実行プラン」に掲げた「定員管理の適正化」の方針に沿って抑制に努めること。時間外勤務手当の要求についても、過去の執行状況を勘案するとともに、事務執行体制の工夫やワークライフバランスの観点からも十分な検討を加え、前年度を下回る時間数での要求を原則とすること。
- ⑥ 臨時職員及び嘱託員の活用に当たっては、所管内の応援態勢、事務内容等の更なる精査を行った上で、2020年度からの任用制度の改正も見据えながら、必要となる人員数及び雇用期間のみの要求とすること。

3 普通建設事業の要求について

- ① 公共施設等総合管理計画及び施設整備プログラムに沿って要求すること。やむを得ず、優先順位を変更する場合は関係所管と調整し、また施設整備の内容等についても十分精査した上で要求すること。
- ② 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既設のもの改修においても、都市計画事業認可を受けられないかを検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 基金の活用等について

- ① 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立が必要であることを考慮し、「実行プラン」で示された水準を維持するため、投入を極力抑制すること。
- ② 特定目的基金は、処分規定に沿って適切に活用すること。

5 外部評価等の反映について

学識者及び公募市民等の視点から実施した外部評価の結果及び施策評価・事務事業評価結果の方向性を踏まえ、必要に応じて予算反映すること。

6 特別会計の運営について

各特別会計の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り繰入金の要求を行うこと。

また、国民健康保険特別会計においては、広域化の成果の検証を進める中で、法定外の繰入れについては、独立採算の原則を踏まえ、可能な限り抑制すること。